

原田二郎旧宅  
指定管理者仕様書

平成 30 年 8 月

松阪市産業文化部 文化課

## 目 次

I. 業務対象施設の概要	P 1
1 施設の目的	P 1
2 名称、所在地	P 1
3 施設の内容	P 1
4 休館日	P 2
5 施設の利用時間（開館時間）	P 2
II. 指定管理者の業務	P 2
1 業務の推進体制に関すること	P 3
2 管理業務となる事業	P 3
運営業務	
① 施設運営	
文化財施設公開業務	P 3
② 広報宣伝・プロモーション	
ア 施設の広報	P 4
イ 情報収集・発信	P 4
ウ 企画展・特別展等の企画実施	P 4
3 自主事業	P 4

(別紙) 原田二郎旧宅備品一覧

## I 業務対象施設の概要

### 1 施設の目的

原田二郎旧宅は、社会公益事業に対する助成団体「公益財団法人原田積善会」の創設者であり、松阪を代表する偉人のひとり、原田二郎の旧宅にあたり、殿町の旧同心町に位置する。平成 19 年 12 月に原田積善会から松阪市への寄贈を受け、3 ヶ年の修理期間を経て、平成 24 年 10 月から一般無料公開を開始した。

殿町の旧同心町という土地柄から武家屋敷としての公開、そして原田二郎という人物の顕彰、といった二面性を持つ文化財施設を目指している。建物は平成 22 年 3 月に市指定有形文化財（建造物）として指定している。

今後も、適正な維持管理を行い、積極的に活用していくことで、文化財のもつ歴史的価値などの魅力を伝え、ひいては文化財保護に係る普及啓発、文化振興及び観光振興を促進することを目的とする。

### 2 名称、所在地

名 称 原田二郎旧宅

代表所在地 松阪市殿町 1290 番地

### 3 施設の内容

#### (1) 施設用途面積

所在地 松阪市本町 2195 番地、松阪市本町 2195 番地 4

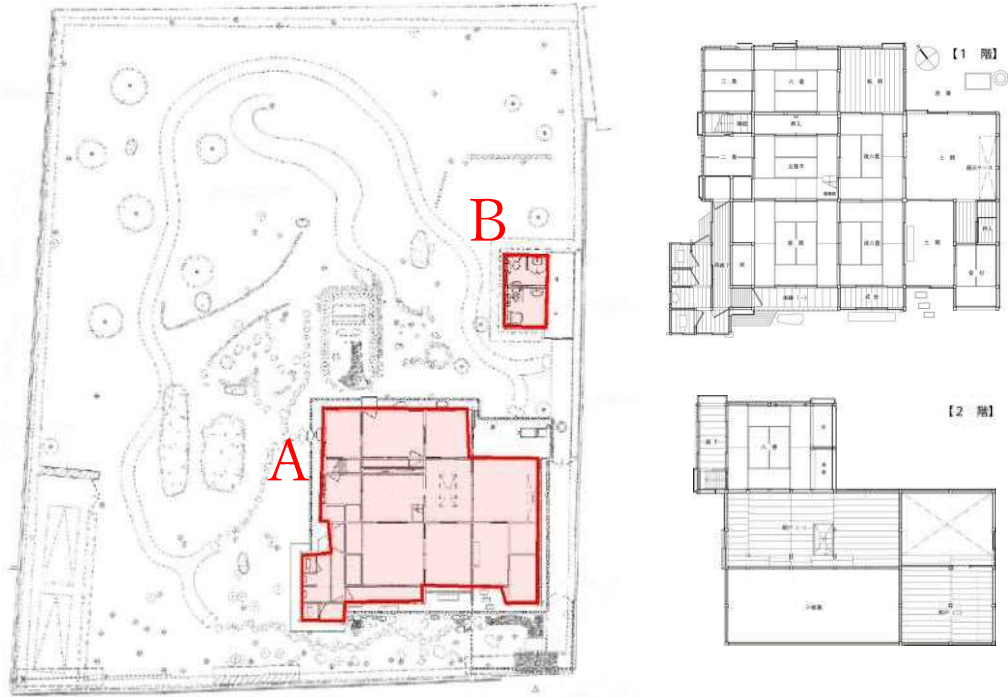
敷地面積 1185.90 m<sup>2</sup>

延床面積 200.87 m<sup>2</sup>

#### (2) 施設の概要・全体概要図

居宅 191.22 m<sup>2</sup>・・・A

屋外トイレ 9.65 m<sup>2</sup>・・・B



#### 4 休館日

月曜日、及び年末年始（12月30日から翌年1月2日まで）

※ 月曜日が祝日にあたる場合は、その翌日。

※ 松阪市教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することもできる。

#### 5 施設の利用時間（開館時間）

午前9時から午後5時まで

※ 松阪市教育委員会の承認を得て、開館時間を延長し、又は短縮することもできる。

## II 指定管理者の業務

指定管理者が行う主な業務の内容と基本的事項に関しては、豪商のまち松阪観光情報センター・旧長谷川邸・旧小津邸・原田二郎旧宅指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）『I 指定管理者の募集について』中、『3 指定管理者が行う管理の基準』に従うものとする。

また、業務の範囲については、募集要項『I 指定管理者の募集について』中、『4 指定管理者が行う業務の範囲』によるものとし、原田二郎旧宅の具体的な業務内容及び履行方法については、本仕様書のとおりとする。特に、現在、第三者に委託している業務の詳細な内容及び履行方法については原田二郎旧宅仕様書別冊を参照されたい。

なお、業務を行うにあたり業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合は、原則として松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、事前に松阪市への届出が必要となる。この際、業務の一部を委託又は請け負わせることができる第三者は、募集要項「II 申請手続きについて」の「1 応募の資格等」、「(2) 応募者の制限」に準じるものとする。

## 1 業務の推進体制に関すること

- ① 旧長谷川邸に準じた管理運営を行うこと。
- ② 文化財のき損等が発生した場合は、遅滞なく市に報告すること。
- ③ 展示等の企画力・説明力など文化財を活用した集客企画力を有する体制とし、点在する文化財施設を面的に活用すること。
- ④ 職員の勤務形態は、原田二郎旧宅の運営に支障がないよう定め、必要に応じシフト管理を行うこと。

## 2 管理業務となる事業

### 運営業務

- ① 施設運営

### 文化財施設公開業務

原田二郎旧宅への入館者受け入れを行い、施設の案内、説明を行うほか、苦情や問い合わせへの一次対応、その他原田二郎旧宅来館者への対応業務を行う。

### ・館料及び観覧料等

#### ア 入館料の額

施設への入館料の上限は、松阪市原田二郎旧宅条例に定められており、指定管理者は以下の金額の範囲内で、松阪市長の承認を得て入館料を定める。入館料の承認を受けたときは、あらかじめ周知し実施すること。

区分		入館料	
		入館券	共通券
一般	個人	100円	80円
	団体	80円	60円
6歳以上 18歳以下	個人	50円	40円
	団体	30円	20円

※ 団体は、20人以上の場合に適用する。

※ 共通券は、同一の日において、旧長谷川邸、旧小津邸、原田二郎旧宅及び松阪市立歴史民俗資料館の4館のうち2館以上の施設に入館する場合に適用する。

※ 共通券の金額は、2館以上の施設に係る共通券の金額のうち原田二郎旧宅に係る金額を指す。

#### イ 観覧料等の額

入館料のほか、指定管理者は特別の事業を実施するとき、その期間に限り、その都度別に定める観覧料、その他利用に係る料金を松阪市長の承認を得て設定することができる。

ウ 入館券及び観覧券の作成

指定管理者は、上記に定める入館料及び観覧料等について、入館券及び観覧券を作成し、入館券又は観覧券と引き換えに収受すること。

エ 入館料の免除

指定管理者は、松阪市長が特に必要と認める場合においては、入館料の免除を行うことができる。

オ 入館料及び観覧料等の帰属

入館料及び観覧料等については、指定管理者の収入とする。

入館料と観覧料等は、利用日の属する年度の収入とすることとし、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までのものを指定管理者の収入とする。

② 広報宣伝・プロモーション

ア 施設の広報

指定管理者は、原田二郎旧宅の利用者等に対する P R 用パンフレットやポスターを作成し、求めに応じ常時配布および掲示できるようにすること。

イ 情報収集・発信

原田二郎旧宅の公開業務に必要な情報収集とその情報の発信・提供等、付随する業務を行う。

ウ 企画展・特別展等の企画実施

原田二郎旧宅の文化財資源を活用した企画展・特別展等を年 3 回以上開催する。

### 3 自主事業

指定管理者は、本業務を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。ただし、実際の制限は旧長谷川邸指定者仕様書『Ⅱ 指定管理者の業務』中、『(ア) 離れ座敷の活用』に従うものとする。

なお、本施設については、施設自体が市指定有形文化財「原田二郎旧宅」であることの実態・特色を踏まえ、それらを活かした事業であること。また、地元住民の利用も見据えた憩いの場の創生にも考慮すること。

- (1) 自主事業を実施する場合は、松阪市に業務計画書を提出し、事前に松阪市の承認を得なければならない。
- (2) 自主事業について得た収入については、指定管理者に帰属するものとする。
- (3) 指定管理者は、指定管理期間終了に伴い、現指定管理者が変更となる場合は、自主事業を終了させ、原状回復を行わなければならない。

